

農業日雇労賃の動き

並 木 正 吉

一

戦前において米価は「物価の王」であった。現在においては、おそらくそうではあるまい。農業労賃についても、同じような変化が生じていないか？ わが国の低賃金を規定するものとして農村の役割は少なくなり、農業労賃は、逆に他産業からの作用をうけることが、ますます多くなっているのではないか？

その結果、農業経営は、自己の支払能力とは別に、一定の農業労賃水準を、あたえられたものとして受けとらざるを得ないのではないか？ それは、あたかも都市の中小企業が、初任給の上昇を与件として経営変革を迫られるのと同じでないか？

△ノート▽ 農業日雇労賃の動き

この観点から最近の農業労賃の動きをトレースしてみたい。

金子英雄氏を中心に、専門家によってまとめられた『わが国賃金構造の史的考察』（昭和同人会編・昭和三五年刊）は、日本の現在の賃金決定機構として次の三つを想定した。「労働組合による団体交渉賃金、農村に規定される生存費賃金、その中間に企業の支払能力によって直接作用される市場賃金という、三つの異なった機構」（同書一五八頁）がそれである。

このうち農村によって規定される生存費賃金は、明治期において支配的なものであった。前掲書は、賃金の資料があるていど整備される明治中期について、その時期の賃金が、(1)賃金の最下限が農業の生産力、農村の生活水準に規定されること、(2)地域的に分断された封鎖的労働市場の上になり立つ賃金であること、(3)技能の熟練に必要な期間にほぼ見合うと考えられる職種別賃金を基礎とすること、(4)労働組合の組織は全くなく、一部ギルド的団体は存在しても賃金は使用者の一方的決定によって行なわれる性格をもつこと等、一言でいえば「生存費的賃金」であったことを実証している。

企業の支払い能力によって直接作用される市場賃金は、大正期の工業化によって発生し、昭和初期のデフレーションとそれにつづく軍需生産態勢によって一般化し支配的なものとなった。これまでの職種別賃金決定方式の他に、勤続重視の企業別賃金

決定という方式が支配的になるのである。しかし、この場合でも最下限の賃金水準が農村と結びつくという形はいぜんとして継続しているから、その賃金の上に、企業別賃金決定方式が重なることになる。

労働組合による団体交渉賃金の成立は、いうまでもなく戦後に属する。わが国では労働組合の結成は、企業別になされるのが原則である。それゆえ、年齢・勤続別賃金体系、企業別賃金決定という方式は、労働組合によっても引きつがれ、むしろ強化されている。しかし、戦後は、団体交渉による賃金決定方式が導入され、交渉力の強い大組合と大企業との間において決定される賃金水準に、他の企業の賃金が追従するという形になっており、戦前、先行的企業の賃金が企業者間の労働力入手競争を通じて成立した市場賃金とは、そのメカニズムを異にする。

問題は、この三つの賃金決定機構のどれが支配的であるか？生存費賃金を規定していた農村の賃金が、どのように動いているか？ その動きを規定するものはなにか？ にある。

戦前、農村の労働力によって規定された生存費賃金が、賃金水準一般を支配したという見解は、思うに、次の二点を考慮したものであった。第一には、農村から供給される労働者が、賃金労働者の過半をしめたこと、第二には農村労働力の供給機構が出稼ぎのないし単身者のであったことである。

しかし、現在になってみると、もう一つの条件があったと思う。労働力の無制限的供給状態、いいかえれば、経済の資本蓄積率に対する労働力供給増加率の超過傾向がそれである。この三点は、現在いずれも大きく変化し、これからも変化しようとしている。

第一、戦前、都市の追加労働者（更新・補充労働をふくむ）の過半を占めた農家出身労働力の比重は、現在、およそ三分の一の比重にまで低下している。

第二、農家出身労働力が単身者であることは、現在も、戦前と変わらない。しかし、この単身者に、あととり労働力が加わったことによって、単身者であっても、その供給価格は変化する。それはどの方向においてか？

一つは、次三男労働力よりも供給価格を低める方向である。あととり労働力の他産業への就職（出稼ぎを除く）は、その五八％（昭和三五年）までが通勤形態をとっている。この際、農業所得との結びつきによって、小づかい銭的労賃水準まで低められる場合がある。他は、逆に、供給価格を高める場合である。これは、あととり労働力が、農業と他産業を選択しうる立場から生じる。

あととり労働力が、零細農家から排出され、労働力の需給関係が一般的に緩い場合には、あととりの供給価格は低められ

こう。逆に、中農以上の農家からあととりが排出されるようになり、労働力の需給がタイトになれば、その供給価格は高められよう。現在は後者に比重がかかっており、将来、ますますそのようになるであろう。

第三、資本の蓄積率に対する労働力供給増加率の超過傾向は現在すでに変調しているが、労働力供給の増加率の激減する一九六五年ごろからは、労働力供給の制限状態はよりきびしいものとなると思われる。もっとも、最近の「労働力不足」現象は、もっぱら若年労働力に限られており、しかも、それは、資本蓄積率の急増に基因するものであった。それゆえ、この蓄積率が低下し、かつ、一定の資本蓄積の造出する雇用量が減少するならば、この不足現象は一転して過剰現象となることも十分にありうることである。しかし、私は、それは、現在の不況がこのまま長期停滞につづく場合のことであって、実際問題としてはそこまではいかないと思う。そして、労働力需要の増加率が低下しても、それ以上に供給の増加率が低下するというのが、日本経済の現段階であると思う。

この第三の条件のもとにおいては、農業賃金が、賃金水準一般を規定することは少なくとも考えるべきであらう。第1表は、男子労働者について、賃金水準と農家出身者比率の相関を二〇業種についてみたものである。これによると、小・中企業

第1表 賃金水準と農家出身者比率との相関

	相関係数	スピアマン氏順位相関係数	賃金が最低の産業		農家出身比率が最大の産業	
			水	準	水	準
5～ 9人	-0.057	-0.135	円 8,144	50.4	円 10,221	61.0
10～ 29人	-0.449	0.392	8,903	49.5	9,869	59.9
30～ 99人	-0.398	0.447	10,445	48.5	11,638	60.9
100～199人	-0.556	0.525	11,991	56.1	11,991	56.1
200～499人	-0.378	0.335	10,553	43.8	13,837	53.9
500～ 人	0.152	-0.119	8,353	14.2	14,521	56.1

資料：『中小企業労働実態調査結果報告書』第4分冊。

注（1） この報告書掲載の36業種のうち、男子比率70%以上の業種20について計算したもの。

（2） 業種の詳細は篠原・舟橋編『日本型賃金構造の研究』所収の拙稿を参照されたい。

については、若干の相関はあるが、それも高いとはいえず、大企業と零細企業では殆んどない。昭和三十一年についてすでにこのような事態とすれば、現在はその以上に、賃金水準と農家出身者比率の相関は低いであろう。

もちろん、農業労賃水準が、都市労賃の下限を規定しているというのを全く否定することは出来ない。例えば、大都市・中都市・地方都市・農村に移るに当たって賃金水準が低下することは、事実として動かし難い。このことから農村の労賃水準が直接・間接的に賃金水準一般を規定しているという見解も成立しないわけではない。

だが、この地域間の賃金差は、事実としては下限に農村があること、上限に大都市があること、中小都市がその中間にあるということを示すにすぎず、作用の仕方がどうなっているかを物語るものではない。考え方としては、農村を起点とし、その作用をみることも、大都市を起点としその作用をみることも、その両方を想定することも可能である。実際問題としては、前述した条件変化により、大都市を起点とする作用を重視すべき段階と考えたいのである。

注(1) 昭和三十六年『労働経済の分析』(労働省)は、製造業における生産性と賃金上昇率の相関について、昭和二八―三一年は正比例の関係があったが、三一―五年に

おいては、生産性の上昇率には従前と同様の差が存するのに、賃金上昇率はそれと無関係に、ほぼ均等であったこと、そこから、生産性の上昇よりも賃金のそれが著しい産業では、物価が上昇する動きを示したことを図示している(五六頁)。農産物についても、同じことが指摘できる。ただ賃金上昇部分をすべて、物価に転嫁することが出来ないことは、中小企業も農業も同様である。そこに、経営変革を迫られる理由がある。

(2) 農林省『農林漁家就業動向調査』(昭和三五年)。

二

第2表は、農業労賃およびこれに関係の深い農村賃金を、大工業地帯・中小工業地帯・農山漁村地帯に分けてみたものである。一見して明らかなことは、どの職種についても、大工業地帯が最高であり、次いで中小工業地帯、農山漁村地帯の順になっていることである。

一日当りの労働時間や作業の強度について大工業地帯の方が、農山漁村よりも長いとか強いとかいうことは、一般的にはないであろう。むしろ、どちらかといえば逆の場合が多いであろう。それにもかかわらずこのような順序になるのは、大工業地帯での先行的賃金(prevaling wage)――大規模製造業とみてよい――が、複雑な機構を通じて、この地帯の一般的な賃金水準

第2表 農業および農外諸賃金の地帯別状況
(昭和35年)(1日当り)

	全 国 平 均	大 工 業 地 帯 周 辺	中 小 工 業 地 帯 周 辺	農 山 漁 村
伐 木	円 620	円 740	円 643	円 602
木 材 運 搬	682	793	673	679
伐 石	751	1,011	795	708
石 材 運 搬	633	762	648	614
大 工	687	846	711	653
左 官	717	835	739	685
屋 根 敷	764	965	832	693
土 工	487	640	492	465
農 業 労 賃(男)				
田 植	467	710	496	416
稲 刈	427	582	447	393

資料：全国農業会議所『農外臨時雇賃金調査結果』(昭和35年度)。

注 (1) 農業労賃は賄を除く。

を引き上げているからであろう。

製造業の賃金が、農業労賃水準を引き上げるのは、どのような仕組みを通じてであるか？ 一つは、労働力の需給関係の変化を通じて、他は、先行的賃金が、競争集団に立つ労賃に作用することによってである。

一般に都市周辺ほど、通勤形態をとりながら転職することや、新たに就職することが出来るから、農業労働力の不足が生じやすい。しかも、工場の新設拡張による労働力需要が大きい。中学・高校の新規卒労働力については、労働市場はますます全国的になりつつあるが、それでも現在なおその需給について地域差が存する。これは、既存の就業人口についてはもっと甚だしい。

先行的賃金の農業労賃への作用は、かなり複雑な経路をとるように思われる。一般に、物価の上昇は農業労賃を上昇せしめる原因となるが、これは地域差を伴うことが少ない。ここでは地域差の発生を問題接近の緒口としているから、より具体的に地域差を伴う作用が問題である。

製造業の労賃が、他の職種の労賃に作用する程度は、一般にいて、競争集団に立つ職種ほど強いはずである。わが国の実情に即していえば、日雇労働者は常用労働者よりも職種間に競争関係が成立しやすく、また、若年労働力は中・高年労働力よ

りも競争関係にあると考えてよいであらう。

日雇労働者は、原則的にいって、その日その日で、労働力を切り売りしており、毎日、その職場を変更する可能性をもっている。事実、職業安定所に集る日雇労働者の職業は、一定しないことが多い。この場合、賃金水準は、相互に平準化する傾向をもつと考えてよい。

農業労賃はどうか？ 農業労賃の水準は、季節によって異なるが、雇用の集中する田植え、刈り取り時期のそれを採用するとしよう。この労働力は、一般的に、中・高年齢労働者であるということと、日雇労働者であるということの二つの側面をもっている。前者はモビリティの低さ、後者は高さを示している。

農業労賃が、競争関係をもつとみられる職種に、土木建設関係、造林労働、製造業の雑役・運搬的な臨時雇がある。利用しうる賃金統計によって、府県別クロス・セクションで田植労賃（男子―農林省『農村物価賃金調査』）と土工労賃（労働省『屋外労働者職種別賃金調査』）の相関をみると、昭和三五年で、⁽²⁾
〇・七八、三六年で〇・七七である。

こころみに、土工労賃の三五年から三六年にかけての変化率と農業労賃とのそれとの相関を、府県別クロス・セクションでみると殆んどない。両者は、後で再述するようにあるタイム・ラグをもつと推移しているように思われる。

このような関係を、製造業臨時雇労賃と土工について、さらに、農業と造林労賃について検討できればよいが、適当な資料を欠いている。そこで、次に、農業労賃の年次別推移を府県別にみると、工業化の進んだ県、したがって、従来農業労賃が高水準にあったところほど、上昇率が高いという形になっている。こころみに、変異係数をみると、昭和三四年の三・三〇％、三五年の三・三六％から三六年の三・五一％へと僅かながら増大している。

戦前と対比して、この点を示す資料に適当なものはないが、戦前の農業労賃が、農業生産力の地域差の範囲内において分布していたとみられることからすれば、工業化による地域差の拡大傾向は明瞭である。

しかし、工業化の進展は、あらゆる種類の労賃について、その地域差を拡大するものではない。中卒・高卒者の初任給は、製造業についても全産業についても、府県別格差が縮小する動きを示している。さらに、製造業の平均賃金（ただし、三〇、一〇〇人規模のものについて）についても、平準化の傾向にある（昭和三六年『労働白書』一九九頁以下）。製造業の臨時雇についてこの点をうかがう資料はないが、土工労賃については、府県別の変異係数が昭和三五年の二・九七％から三六年の二・六八％へ推移したことに示されるように、やはり縮小している。

農業労賃はむしろ例外的なのである。

ここから、次のような想定も生じうる。農業労賃は、土工労賃の動きに対し、若干のタイム・ラグをもっているとするのがそれである。昭和三四年を一〇〇とする上昇率は、土工労賃は、三五年一・一三%、三六年一・三六%であるのに対し、農業田植え労賃は、それぞれ一〇六%、一二三%で、おくられている。

さらに、土木労賃の府県別変異係数は、昭和三四年一・四二%であって、前述した三五年の二・九七%よりも少なく、この間には、地域差は拡大し、三六年に至って縮小しているのである。中卒の初任給は、男子についても三四年以降すでに地域差を縮小し、三六年に至ってより顕著になっている。農業労賃については、平準化が若干おくられているのにすぎないのかも知れない、と。

この判断が正しいとして、その理由を考えてみよう。第一には、農業労働力（田植え）は、中年以上のものが多いこと、家業たる農業に多少ともしばられていることから労働力のモビリティに乏しく、その範囲がせまいこと、および、製造業臨時雇と競争集団を形成することが土工よりも少ないことが考えられる。しかし、これらはすべて相対的なものであって、つねに地域差を拡大する性質のものではない。

第3表は、農業労賃の上昇率を月別にみたものである。それ

▲ノート▼ 農業日雇労賃の動き

第3表 農業臨時雇労賃の月別上昇率（昭和34～36年）

男 子	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
昭和34年	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
35年	105	107	106	109	108	109	108	108	110	111	112	114
36年	118	122	123	126	127	132	134	136	141	-	-	-
36年/35年	112	115	116	116	118	122	124	126	129	-	-	-
女 子												
34年	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
35年	106	107	106	108	109	111	108	108	110	111	112	112
36年	120	126	124	126	129	136	134	136	143	-	-	-
36年/35年	113	118	117	117	118	122	124	126	130	-	-	-

資料：農林省『農村物価賃金調査』、36年度は『農林統計月報』による。

注（1） 賄を除く。

によると、三五年以降の上昇率が著しく、しかも三六年の暮に近づくほど、上昇率ははげしい。「盆と暮とで大ちがい」という現象になっている。この動きは、昭和三七年度の田植え労賃に引きつがれるはずである。この時の田植え労賃の地域差がどうなるか、予断の限りでない。手がかりの一つとして、刈り取り時期の男子臨時労賃の府県別変異係数をみると、昭和三五年の二・九二%から三六年の三・一六%へと拡大を示している。これから推察すると、昭和三七年度の田植え労賃については、いぜんとして地域差は拡大しつつあるように思われる。

いずれにせよ、農業労賃（田植え）は、いまや、他産業の労賃の動きによって規定されることが、ますます多くなっている。昭和三六年の男子田植労賃は、賄を除き、全国平均五一八円であった。三七年においては六〇〇円前後であろう。戦前の田植労賃が男子で一日二升（米）が相場であったことからすれば、米基準でみる限り、二倍に近い上昇率である。

戦前において、農業労賃は、二度大きな上昇率を経験している。大正七年から九年までと、昭和一年から一四年までである。いずれもこの期間において、農業労賃は、名目的に二倍になっている。しかし、実質的な上昇率は僅かか、かえってマイナスでさえあった。大正中期には、米騒動に象徴されるように米価の急騰があり、昭和一〇年代にも、米価の上昇、ヤミ価格

の発生があった。そして、昭和恐慌と敗戦によって、この農業労賃の上昇は、もとのモクアミになった。

現在進行しつつある農業労賃の上昇は、「三度目の正直」になるであろう。それは、学卒者の初任給や職人労賃の上昇や企業の規模別賃金格差の縮小の動きが「単に景気の一局面において生じた現象というよりも、むしろ、これまでの日本経済のなかで固定的でさえあった労働供給のメカニズム自体が変りつつあるという。いわば構造的変化の面から生じていると考えられる」（前掲、『わが国賃金構造の史的考察』五頁）からである。

残る点は、この農業労賃の動きと、農家の賃金支払能力の動きとの関係である。これまでの検討において、農家の支払能力には変化がないことを前提としてきた。またあっても、それは全国一律的であると前提してきた。しかし、この前提は現実的でない。

支払能力を示すものとして、時間当り（または一日当り）家族労働報酬をとるとしよう。一九二一年から四一年に至る二一カ年について、一日当り家族労働報酬は一・二六円である。⁽⁴⁾これに対し昭和三五年の時間当り農業所得は五五円である。一日一〇時間とすれば五五〇円である。

一方、農業日雇労賃は、戦前の同じ二二カ年について一日当り一・二九円であり、⁽³⁾昭和三五年平均で三八二円（男）、田植え

労賃（男）でも四四七円である。

この統計数値を正しいとすると、農業日雇労賃の上昇率は、家族労働報酬（農業所得）よりも小さいことになる。したがって最近の動きは、一種の均衡運動と見られぬこともない。だが、戦前の農業日雇労賃が、米に換算して四升以上になることからみて、賄をふくんでおり（統計の規定でもそうになっている）、現在と比較するには、上昇率を不当に低くめていることに注意しなくてはならない。

しかし、かりに、その点を考慮しても、農業日雇労賃と家族労働報酬は、全国平均でみる限り、昭和三五年現在では戦前の均衡関係をようやく回復したと考えるのが正しいであろう。農業労賃が支払能力以上に上昇するのは、その後の急上昇によってである。そして、これを地帯別にみれば、近畿・東海・南関東・山陽などの工業化の進展によって農業労賃の上昇の著しい地帯と、東北その他の農業所得の伸び方が比較的著しく、かつ農業労賃の上昇率の低い地帯を区分することが出来よう。

昭和三五年度において、全国的には、田植え農業労賃は四四七円（賄を除く）、時間当り農業所得は五五円であった。しかし、このときにおいても、農業労賃が農業所得（一日一〇時間として）を上まわっていた府県があった。東京、岐阜、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、奈良、岡山、徳島、香川、高知がそ

うである。昭和三七年度においては、これらの府県が過半をこえることになろう。

政府の『農産物の需要と生産の長期見通し』（昭和三七年五月一日）は、農業就業人口の減少率の地域差が、選択的拡大の地域別様相と関係が強いことを指摘している（一三頁）。農業労賃と農業所得の変動にみられる地域差も、同様に考えてよいであろう。

注（一） 全国農業会議所『農業臨時雇賃金調査結果』（昭和

三五年度）は、農業労賃について協定賃金を決定する場合の基準をアンケートし、その結果、前年度協定に物価差をプラスするものが、四一%をしめ、近接農村を基準とするものが二六%、そして近接工場労賃が四%であることから「農業内部の諸事情が賃金を決めるという傾向」を指摘している。だが、物価差は農業内部ではないし、近接農業労賃そのものが、他の何かによって規定されていることを考えねばならない。そして、この物価のなかに、労賃水準の上昇がふくまれていないかどうかを検討されてよいであろう。

（二） このような計算に先だって、それぞれの賃金統計の信頼度を検討することが必要である。これは別の機会（林業経営研究所・雇用研究会昭和三六年度報告の拙稿）に不十分だがしておいた。また、ここでの田植え

△ノート▽ 農業日雇労賃の動き

期の労賃は、四月、五月、六月のうち最高のものを採用した。

(3) 刈り取り期として九月、十月、十一月をとり、そのうち最高のものを採用した。ただし高知県は二期作を考へ八月を採用した。

(4)(5) 東畑・大川編『日本の経済と農業上巻』(一〇一頁)の表から算出。

(6) 農林省『農家経済調査』(三五年)に於ける。

(7) 三好四郎「農地価格を左右する農業構造の強固性」(『農業と経済』昭和三七年六月号)において、氏は、近畿地方では、水田・畑の売買価格が、平たん部より平たん部において高いことに注目され、平たん部では、農地に対する農業的需要が少ないことを推定されている。農業労賃について、このような点を明らかにすることは極めて興味のあることである。